

※本案件は 11 月 27 日に公示しましたが応募がなかったため再公示します。

公示番号：19a00765

国 名：東ティモール

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト（コメ加工・商品開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：コメ加工・商品開発
- (2) 格 付：4号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年4月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.25M/M、現地 2.00/M、合計 2.25M/M
- (3) 業務日数：国内準備 3日 現地業務 60日 国内整理 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)
(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月21日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点

- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
- ③語学力 16 点
- ④その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	農産物の加工・商品開発に関する各種業務
対象国／類似地域	東ティモール／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

東ティモール民主共和国（以下、「東ティモール」）において、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ 2021 年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいて、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題となっている。

こうしたなか、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までに食料自給達成を目標としているが、2013 年におけるコメの自給率は約 35%であり、国内のコメ消費量の約 65%を輸入米が占めている。国内のコメ生産量の低下に伴い、輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

コメ増産を目指す上で、コメ生産農家の営農意欲の低下が大きな課題となっており、コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。加えて、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメの作付面積は 2008 年をピーク（46,000ha）にその後減少を続けている。

コメ生産による現金収入の低迷の原因として、①投入資材（優良種子、肥料等）や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切な管理による取水不足、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による国産米買い取り制度の未整備が挙げられており、かかる状況がコメの生産性低下／低迷、国産米の流通停滞を招いている。東ティモールの食料自給率向上のためには、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスを一貫して機能させ、コメ生産を通じた農民の適切な収入を確保することにより、農家のコメ生産に対する意欲を向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に合意し、2016 年 9 月から開始した。本プロジェクトでは、農業水産省の関係各局（農業

園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局)及び観光商工省の各局(調達・倉庫備蓄局、国家流通センター(National Logistic Center, 以下、「NLC」))を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り/配布システムの改善、⑤プロジェクトから得られた教訓の共有を通じた政府による国産米振興、を行うことにより、コメのバリューチェーン全体の改善を通じたコメ生産による対象地域の農家世帯の農業所得の向上を図り、もって農家世帯の生計向上に寄与する計画である。

本プロジェクトは、2016年9月から2021年9月まで5年間の実施を予定しており、「チーフアドバイザー」、「稲作技術」、「農産物流通・販売」及び「業務調整」の4名の長期専門家が派遣中である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、日本人長期専門家チームと協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の業務を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2020年1月下旬)

- ① 既存のJICA報告書、他ドナー報告書(ADB)、東ティモール政府作成の関連報告書等を参照し、東ティモールの農業・農村開発セクター及び本プロジェクトの現状と課題を把握する。
- ② JICA農村開発部及び東ティモール事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表(案)を含むワークプラン(和文・英文)を作成しJICA農村開発部による確認ののち提出する。併せて、東ティモール事務所にもデータを送付する。

(2) 現地業務期間(2020年2月上旬~2020年4月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA東ティモール事務所、日本人専門家チーム及びC/P機関にワークプランを提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② コメ粉の生産方法を指導する
- ③ 東ティモールのコメ加工の現況および潜在方向性等を踏まえ、コメの加工を行う女性グループ等と対話を行いながら、適切なコメの加工法やレシピのアイデアを一緒に作り出す。その際には、手近にあるものや道具等を基に、創意工夫・現場力を発揮し、女性グループ等が持続的かつ安定的に生産可能な商品を提案する。
- ④ ③でアイデアが出た商品を実際に生産し、東ティモール人の嗜好に合うものに改良する。ローカルマーケットでの販売、学校あるいは生徒への販売、首都での販売など、ターゲット層も意識した上で商品の開発を行う。
- ⑤ 開発された商品の試食会を開催し、フィードバックを基に商品を改善する。
- ⑥ 採用された商品が安定的に生産できるよう、女性グループ等に技術指導を行う。衛生管理・安全調理・栄養健康といった観点にも配慮したうえで、指導

- を実施する。
- ⑦ 派遣中に生産技術が移転できるもの以外にも、将来的に生産および販売のポテンシャルがある商品についても、生産活動に必要となる技術や機材について情報をまとめる。
 - ⑧ JICA 東ティモール事務所に現地業務結果を報告する。

(3) 国内整理期間（2020年4月上旬）

- ① 専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA 農村開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン：

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

(2) 現地業務結果報告書：

和文 3 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チームへ各 1 部）

英文 4 部（JICA 農村開発部、JICA 東ティモール事務所、日本人専門家チーム、C/P 機関へ各 1 部）

派遣時及び派遣終了時。

(3) 専門家業務完了報告書：和文 3 部、英文 4 部

2020年4月7日までに JICA 農村開発部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本→デンパサール（インドネシア）→ディリ（東ティモール）→デンパサール→日本を標準とします。ディリから先、東ティモール国内の移動については、日本人長期専門家チームによる手配を予定します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ）

- ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ) 稲作技術（長期派遣専門家）
- ウ) 農産物流通・販売（長期派遣専門家）
- エ) 業務調整員（長期派遣専門家）

③ 便宜供与内容

当機構東ティモール事務所またはプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
便宜供与あり
- イ) 宿舎手配
便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上
現地において、必要に応じて通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ
現地派遣開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ（TEL:03-5226-8417）にて配布します。
 - ・ 専門家業務完了報告書（「東ティモール国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト コメ加工・商品開発」）
- ② 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
 - ・ 「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト 事業事前評価表」
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500537_1_s.pdf)
 - ・ 東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト中間レビュー調査報告書
(<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000041314.html>)
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 適用約款
本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上